

令和 8 年度日野市学校給食調理等業務委託業者選定要領

令和 8 年度に向けた学校給食調理等業務委託業者の指名見積もり合わせ参加業者（以下「指名参加業者」という。）の選定について、次のように定める。

なお、選定は、日野市学校給食調理等業務委託業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において行う。

I. 指名参加業者となるための要件

新規参入業者と既存業者に分類し、それぞれ要件を定める。

1. 新規参入業者

- (1) 東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおける物品買入れ等競争入札参加資格において、申請先自治体「日野市」を登録していること。
- (2) (1)の登録について、東京都内に本社または支店等があること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していないこと。
- (4) 申込日から選定委員会において指名参加業者を選定した日までの間に、東京都内において指名停止を受けた期間がないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の適用を申請したものにあつては、裁判所より更生計画の認可決定を受けていること。
- (6) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用を申請したものにあつては、裁判所より再生計画の認可決定を受けていること。
- (7) 日野市契約における暴力団等排除措置要綱（平成 24 年 12 月 27 日制定）に基づく排除措置を受けていないこと。
- (8) 集団給食部門の社員（非正規社員を含む）数が 400 人以上であること。
- (9) 公立小中学校の給食調理等業務の実績が現に複数あること。
- (10) 学校給食経験 3 年以上の業務責任者（要調理師資格）及び同 1 年以上の業務副責任者が配置可能であること。

2. 既存業者

上記 1 の新規参入業者要件を満たし、現在、日野市の学校給食調理等業務を受託していること。

II. 選定方法

1. 新規参入業者

(1) 主な審査項目

- ① 会社の経営内容について
- ② 社員教育について
- ③ 安全衛生管理について
- ④ 調理対応、環境配慮等について
- ⑤ 日野市の業務受託にあたっての対応について

(2) 選定手順

①会社概要、提案書等の提出

新規参入業者は、「会社概要及び委託状況等調査」【様式 1】、「日野市学校給食調理等業務質問表兼提案書」【様式 2】及びその他資料を令和 7 年 9 月 8 日（月）正午までに提出する。

②第 1 次審査（書類審査）

選定委員会は、各業者から提出された【様式 1】、【様式 2】及びその他資料により審査する。

③第2次審査（ヒアリング）

選定委員会は、第1次審査に合格した業者に対しヒアリングを行い、「指名参加業者（新規）」を選定する。

(3) 選定基準

第1次審査は、別に定める評価基準に基づき採点する。

第1次審査は、総得点の概ね70%以上を合格の目安とし、得点の高い上位3社（同点の場合は3社以上）を第2次審査の対象とする。

第2次審査は、受託する意欲及び能力の確認を重視し、別に定める評価基準に基づき、選定する。

2. 既存業者

(1) 主な審査項目

① 学校による事業評価の結果について

② 「改善勧告」に対する「改善報告」内容について

(2) 選定手順

① 会社概要等の提出

既存業者は、「会社概要等調査」【様式3】を、令和7年9月8日（月）正午までに提出する。

② 学校による事業評価の実施

学校は、「日野市学校給食調理等業務委託事業評価表」及び「改善報告書」を提出する。

③ 日野市栄養士会による既存業者の評価

日野市栄養士会は、「日野市学校給食調理等業務委託業者栄養士評価表」を提出する。

④ 第1次審査（書類審査）

選定委員会は、各学校から提出された「日野市学校給食調理等業務委託事業評価表」及び「改善報告書」並びに日野市栄養士会から提出された「日野市学校給食調理等業務委託業者栄養士評価表」、その他資料により審査する。

⑤ 第2次審査（ヒアリング等）

選定委員会は、必要に応じて学校による事業評価等を踏まえたヒアリングを実施し、「当該学校の指名参加業者（継続）」として推薦するかを審査する。また、学校による事業評価等が優良であり、日野市の学校給食の発展に貢献すると認められる場合は、「当該学校以外の指名参加業者（新規）」としても推薦する。

(3) 選定基準

第1次審査及び第2次審査にて、以下のとおり審査し、選定する。

学校による事業評価において、評価項目（53項目）の内、「1」がある場合、または「2」が5項目以上ある場合

上記のいずれかに該当する場合は、業者へ「改善勧告」を行い、対応について「改善報告」を徴する。その対応結果を踏まえ、学校から業者変更の希望の有無について確認を取り、選定委員会で協議を行い、下記の判断をする。

i. 上記に該当するが、改善の見込みがあると判断された場合は、「当該学校の指名参加業者（継続）」として推薦する。

ii. 上記に該当し、改善の見込みがないと判断された場合は、「当該学校の指名参加業者（継続）」として推薦しない。

複数校を受託する既存業者の場合は、学校毎に i か ii を判断する。

付 則

1 この要領は、令和7年6月30日から施行する。

2 この要領は、令和8年3月31日限りでその効力を失う。